



2025 年 10 月 31 日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳
(コード番号：8129 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 経営戦略本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

**3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付
等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ**

当社は、3D Investment Partners Pte. Ltd. (以下「3D」といいます。) が、2024 年 6 月 24 日付大量保有報告書で同月 17 日時点において株券等保有割合にして 5.06% (議決権保有割合 (2025 年 9 月 30 日時点の総株主の議決権の数 (653,788 個) に対する割合をいいます。以下同じ。) にして 5.45%) に相当する当社株券等を保有していることを公表して以降、当社株券等を急速かつ大量に買い集めており (以下、3D による市場内外における当社株券等の急速かつ大量の買集めを「本株式買集め」といいます。)、3D が 2025 年 8 月 27 日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No.15 (以下「変更報告書 No.15」といいます。) によれば、同月 20 日時点において、株券等保有割合にして 21.19% (議決権保有割合にして 23.28% (3D が保有する新株予約権付社債に係る新株予約権の全てが行使されたと仮定した場合は 23.66%)) に相当する当社株式を保有するに至っていること、2025 年 7 月 11 日付で 3D より受領した書簡において 3D が当社株券等をさらに買い集めることを決定した旨が示されたこと、2025 年 9 月 10 日、同年 10 月 3 日及び同年 10 月 6 日に 3D から 3D の意向を強く反映することが可能となる仕組みを前提とした戦略検討委員会の設置を要求された上、かかる戦略検討委員会が設置されなければ臨時株主総会の招集請求を行う旨が示されていること等から、3D が適切な情報開示をしないまま、当社の実効的な経営支配権を取得し、あるいは経営に対して重要な影響力を持とうとしており、また、それを背景として、3D の意向に沿った経営判断を当社に強要しようとしていることが強く疑われる状況にあるため、本日付の取締役会決議により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。) を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み (会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ (2)) として、当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針 (以下「本対応方針」といいます。) を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当社は、これまで3Dの要請に応じて定期的に面談を実施し、さらに書簡やメール、電話等でのやり取りを行うことで、当社の中期経営計画の実行計画や事業ポートフォリオ成長性、自社株買いや政策保有株式の売却方針、取締役会構成、ガバナンス体制等といった3Dの関心事項について議論を行う機会を設けてまいりました。当社は、3Dを含む株主の皆様との対話を通じていただいたご意見・ご要請を真摯に受け止め、継続的に当社の経営課題について検討及び対応を行ってまいりました。例えば、当社の「中期経営計画 2023-2025『次世代を創る』」に掲げる各施策の加速及び実効性向上を目的として、2024年4月には経営戦略委員会を設置し、同年11月には経営戦略委員会における検証結果を踏まえ、公表済みの中期経営計画に関する実行計画を策定・公表しております。また、2024年8月には、当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメントを含めたガバナンスのより一層の強化を図るべく、取締役会の諮問機関として、法律・財務・企業経営等の専門性を持つ社外メンバーで構成されるガバナンス強化特別委員会を設置する等、ガバナンス体制の強化にも取り組んでおり、本日付で同委員会から受領した答申書及びそれを踏まえたガバナンス向上施策を開示しております（詳細は本日付当社プレスリリース「ガバナンス強化特別委員会の最終答申受領と提言事項を踏まえた当社の対応方針について」をご参照ください。）。

その間、3Dは、本株式買集めによる買付の目的、買付数、買付期間、買収者の概要、買収後の経営の基本的な方針等について明らかにしないまま、本株式買集めを継続し、2024年6月24日付で株券等保有割合にして5.06%（議決権保有割合にして5.45%）の当社株券等を保有する旨の大量保有報告書を提出し、変更報告書No.15によれば、同月20日時点で、株券等保有割合にして21.19%（議決権保有割合にして23.28%）に相当する当社株式を保有するに至っております。

また、上記本株式買集めと並行して、3Dは、2025年6月27日に開催した当社の定時株主総会（以下「2025年定時株主総会」といいます。）に際しては、2025年5月27日に「東邦ホールディングスの企業価値最大化に向けて」、同年6月6日に「東邦HD『3D社の主張に関する当社見解（2025年6月4日）』に対する当社の見解」と題する資料をそれぞれ公表し、当社の経営課題やガバナンス・コンプライアンス上の問題を指摘し、当社の株主様に対して枝廣取締役の選任議案に反対の議決権行使を行うよう強く推奨するキャンペーンを実施しました。一方で、当社においても、2025年6月4日に「3D社の主張に関する当社見解」と題する資料を公表し、当社の中期経営計画及びその実行計画の推進状況や第三者委員会の設置の可否を含むガバナンス体制の強化に関する取り組み等についてご説明させていただきました。また、一部の機関投資家様と面談を行うなど、当社株主様との間で真摯な対話を行い、株主様の考えの理解と当社の考えのご説明に努めてまいりました。その結果、2025年定時株主総会では、3Dが反対を表明した枝廣代表取締役社長を始めとする全ての取締役候補者の選任議案についてご承認いただいております。当社の2025年7月1日付臨時報告書に記載のとおり、枝廣取締役の選任については、賛成率70.01%で可決されているところ、2025年定時株主総会で行使された議決権数を前提とすると3Dの保有する議決権数は約26.6%であったことを踏まえれば、3Dを除く圧倒的多数の株主の皆様からご賛同いただい

たこととなります。

そして、2025 年定時株主総会の直後である 2025 年 7 月 8 日に 3D により変更報告書 No.13 が提出され、同社が株券等保有割合にして 20%に迫る 19.13%（議決権保有割合 20.97%）を保有するに至ったことを認識するとともに、3D から 2025 年 7 月 11 日付で当社宛の書簡を受領し、当社のガバナンス体制の構築を促すことを目的として、同日から 1 年間の期間に、議決権割合が既に保有するものと合わせて最大 30%となるまで、市場内取引を通じて当社株式を一定程度追加取得すること（以下「本追加取得」といいます。）を決定した旨が伝えられました（なお、当社は、3D より、本追加取得は、今後の情勢や市場の状況に応じて行うものに過ぎず、現時点で、どれだけの株数を取得するか等の具体的な追加取得の内容は、一切定まっていない旨の説明を受けております。）。

当社は、本株式買集め及び本追加取得の決定の伝達がなされている状況を踏まえ、2025 年 7 月 25 日付書簡及び 2025 年 9 月 1 日付書簡において、3D が当社株式の買い増しを行い、当社の経営に対する影響力を高めることにより 3D の主張する事項の実施を当社に求めることは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するといえるか強い懸念を有している旨を伝えるとともに、現時点で想定している追加取得予定の株式数又は議決権割合、当社株式の保有・処分の方針、追加取得に伴い 3D が当社の経営に対して重要な影響力を有することになる状況下における一般株主の皆様との利益相反に関する見解や対策等について質問を行いました。3D からは十分な回答は得られませんでした。その間も 3D は市場内買付けにより本株式買集めを継続し、2025 年 8 月 1 日には同日付変更報告書 No.14、2025 年 8 月 27 日には変更報告書 No.15 を提出し、同月 20 日時点で、当社株券等に係る株券等保有割合にして 21.19%（議決権保有割合にして 23.28%）に相当する当社株式を保有するに至っております。

そのような中で、2025 年 9 月 10 日及び同年 10 月 3 日に実施された面談並びに 2025 年 10 月 6 日付で 3D より受領した書簡にて、3D から、戦略検討委員会を設置し、業界再編を含む戦略的選択肢の検討、並びに事業ポートフォリオ、資産の保有方針及び成長投資・株主還元の再検証をアジェンダとして列挙し、検討を行うよう要請を受けました。しかし、上記のとおり、当社は、すでに取締役会の諮問機関として経営戦略委員会を設置し、経営戦略委員会における検証結果を踏まえ、公表済みの中期経営計画に関する実行計画を策定・公表し、当社の環境分析を踏まえた「当社のあるべき姿」と現状の課題を整理の上、戦略と実行計画、ロードマップ及び推進体制を策定し、現在実行しているところであります。

また、当該戦略検討委員会は、3D が推薦する少なくとも 2 名に加えて現在の中期経営計画を主導する業務執行取締役を除外した当社社外取締役の一部を委員として構成すること、3D が推薦した者を当該委員会の議長及びその下位機関として設置するワーキンググループのグループ長とすること、当該委員会の独自のアドバイザーの選定に際しての提案依頼書の作成は 3D の合意を要すること等、3D の意向を強く当該委員会に反映することが可能となる仕組みとされており、かかる仕組みを前提とした契約書案を提示するとともに、早急な契約締結を要求しています。このような仕組みは、大株主からの独立性の観点から問題があることに加えて、当社の取締役（社外取締役を含みます。）が株主総会における株主の皆様

のご承認により選任されたという事実を考慮せず、株主総会というプロセスを経ずに、一般の株主の皆様に見えない水面下において当社の経営判断に対して重要な影響を及ぼすことを意図した仕組みと評価できます。

さらに、3D からは当該戦略検討委員会の設置の要望に際して、当社の現状を踏まえた経営課題の指摘や当該委員会を設置して検討を必要とする具体的な理由が提示されていない上に、3D がこれまで当社の最大の課題であると主張し第三者委員会の設置まで要請していたガバナンスについては当該委員会での検証は不要としたり、業界再編の要求についても撤回する旨を述べた直後に当該委員会のアジェンダとして提案をしたりするなど、これまでの当社と 3D の対話において 3D の主張は二転三転しているため、その時々において示される意向や提案が、3D の真意であるのかについて、当社としては判断が困難な状況にあり、3D による提案が当社の中長期的な企業価値の向上のためになされたものであるか強い疑問を持たざるを得ないと考えております。

加えて、3D は、2025 年 9 月 10 日及び同年 10 月 3 日に実施された面談において、3D の要望する戦略検討委員会が設置されない場合には臨時株主総会の招集請求を行う旨を明言しており、本株式買集めにより、当社の実効的な経営支配権を取得し、あるいは経営に対する影響力を高めることにより、3D の意向に沿った経営判断を当社に強要しようとしていることが強く疑われる状況にあります。

この点、2025 年定時株主総会における議決権行使比率は約 81.5%であるため、当社の定時株主総会において会社法上の特別決議事項につき拒否権を有すると評価することのできる議決権割合はおよそ 27.17%であると考えられます。3D の保有する議決権保有割合が、既に上記議決権割合に迫る数値となっていることからすれば、同社は、単独で株主総会における特別決議事項に係る拒否権を有するなど、当社の経営に対して重要な影響力を有するに至っており、更なる本株式買集めが行われれば、かかる影響力はさらに高まっていくことになります。

それにもかかわらず、3D は、本株式買集めの目的や内容等について、当社のガバナンス体制の構築を促すことを目的とするという以上に具体的な情報を提供しないまま、公開買付制度に基づく情報開示規制が課されない市場内外の取引を通じて本株式買集めを継続しております。当社といたしましては、3D による本株式買集めは、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当社や当社の一般株主の皆様に対し、十分な情報や検討時間を提供することなく行われるものであり、このような状況を懸念する一般株主の皆様は当社株式の売却を強いる（即ち、強圧性を有する）可能性があると考えており、経済産業省作成に係る 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針」に照らしても問題が大きいものとも考えております。また、2025 年定時株主総会においては、3D が問題視する中期経営計画及び実行計画等を主導する全ての取締役候補者に対して 3D を除く圧倒的多数の一般株主の皆様からご支持をいただいております。3D の当社に対する主張は、一般株主の皆様の意思や株主共同の利益を代表するものとはいえないと考えることが合理的であるにもかかわらず、本追加取得により、3D の意向に沿った経営判断を強制的に実現しようとしていること等に鑑みると、本株式買集めの目的ないしその結果が、3D と一般株主の皆様と

の間で利益が相反しているおそれがあることから、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を妨げることになる可能性が否定できないと考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本株式買集めの状況やこれまでの経緯等に鑑みると、3Dが、今後その議決権割合を24%以上とすることを目的とする大規模買付行為等（下記三3.(1)で定義されます。以下同じです。）を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることに加え、かかる状況下において、その他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者（下記三3.(1)で定義されます。以下同じです。）と交渉又は協議を行なうことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、本日、基本方針を決定し、本対応方針を導入することを決議いたしました。当該取締役会においては、本対応方針の導入について、社外取締役5名（監査等委員である取締役4名を含みます。）を含む取締役全員の賛成によって決議されております。

なお、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを受け、3D又はその他の当事者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。

また、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会を設置し、当社の独立社外取締役3名を独立委員会の委員に選任いたしました。詳細は、別紙1「独立委員会規則の概要」及び別紙2「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。

会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じとします。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

記

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株券等の大規模買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大規模買付行為等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為等の内容等について検討し又は対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、グループの企業価値の源泉は、当社グループのお客様からの信頼と当社グループのブランド力、いつ何時でも安心・安全な医薬品流通を可能とするための仕組みを確立した当社グループのビジネスモデル、当社グループの従業員や取引先等のステークホルダーとの信頼関係等が、当社の企業価値の源泉を構成していると考えております。当社株券等の大規模買付行為等を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為等を行うものは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、「全ては健康を願う人々のために」をコーポレートスローガンとして掲げ、「わたしたちは社会・顧客と共生し、独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創し、世界の人々の医療と健康に貢献します。」との経営理念のもと、常に健康を願う人々

を第一に考え、お客様からの信頼や満足度を高めるべく顧客価値の創造に取り組むことで、持続的な成長による中長期的な企業価値の向上とコーポレートブランドの確立を目指しております。このように当社グループの医薬品やサービスの品質を評価するお客様からの信頼とその集積としての当社グループのブランド力は、当社グループの企業価値の重要な源泉となっております。

中核事業である医薬品卸売事業のほか、調剤薬局事業や医薬品製造販売事業など、人々の健康を支える様々な分野で活動しながら、『各事業間での緊密な連携により培ってきたビジネスノウハウ』を活かし、『付加価値を提供するための「3つの仕組み」』により競合他社との差別化を図ることが当社グループの強みとなっております。

<3つの仕組み>

① 医薬品卸売事業を支える強固な事業インフラ

取扱製品の情報を正確に管理できるシステムを整備しており、全国のどの営業所や物流センターにおいても必要な情報が一元管理できる仕組みが、商品発注時の在庫確認、迅速な医薬品発注・情報端末機「ENIF」の商品開発を可能にし、顧客支援システムの礎になっています。また、基幹システムとすべての物流センターのシステムを連動させたことで、センター間での商品の移動が容易となり、有事の際にも相互に補完できる体制を整えています。

② DXによるステークホルダーサプライチェーンの課題解決・効率性向上

各ステークホルダーが抱える課題の解決や効率性の向上に貢献する顧客支援システムを30年以上前より開発・提供しており、着実に利益を生み出す事業として、当社グループの大きなアドバンテージとなっています。

③ 安心・安全な医薬品流通

生命関連商品を扱う立場から、「安心・安全な医薬品流通」という使命を果たすため、最先端技術を導入し、品質（徹底した品質管理）、安全（トレーサビリティの充実）、効率（効率的な物流環境の構築）の3点において最高レベルを実現しております。主な取り組みとして、首都圏直下型地震等の有事の際にも72時間フル稼働可能な大規模高機能物流センター「TBC ダイナベース」においては、最先端の自動化技術による99.99999%を上回る出荷精度、及びバイオ医薬品や再生医療等製品をはじめとするスペシャリティ医薬品における出荷精度と高度な温度管理体制を背景とした、安定的かつ継続的な物流体制の構築などを行っています。

医療はすべての人に平等に提供されるべき社会の基本かつ重要なインフラであるがゆえに、産業・事業として利益を創出する持続可能性を持たなければなりません。そのために「患者さま、そのご家族など健康を願うすべての人々のお役に立つことで、社会から必要とされる企業であり続けたい」という思いのもと規模や価格の競争ではなく、こうした「仕組みの競争」を戦略としております。

このような当社グループのビジネスモデルを維持し、発展させていくためには、これを支える知見やスキル等を有する従業員が必要不可欠であるとともに、当社グループに医薬品や適切な販売環境等を提供する取引先等のステークホルダーとの信頼関係も必要不可欠です。

以上のとおり、当社においては、当社グループのお客様からの信頼と当社グループのブランド力、いつ何時でも安心・安全な医薬品流通を可能とするための仕組みを確立した当社グループのビジネスモデル、当社グループの従業員や取引先等のステークホルダーとの信頼関係等が、当社の企業価値の源泉を構成していると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

(1) 中期経営計画

医療ならびに医薬品業界の環境変化が急速に進む中で、当社グループは医療・健康・介護分野に携わる企業集団として、国民の健康寿命の延伸と持続可能な社会保障制度の構築・維持に貢献すべく、『中期経営計画 2023-2025「次代を創る」』を策定し、(1) 事業変革、(2) 成長投資・収益性向上、(3) サステナビリティ経営、(4) 資本効率の改善と株主還元の向上、という基本方針のもと具体的施策に取り組んでいます。

具体的施策の取り組みを強化するため 2024 年 3 月には組織変更を行い、経営戦略本部と物流・システム企画本部を新設しております。

<実行された主な取り組み>

① 事業変革

- 2026 年 4 月のチーム制発足を目指した東邦薬品の営業部門を中心とした組織変更
- 医薬 MS と検査薬 MS による共同プロモーションの推進
- 医薬品卸売事業拠点の統廃合の推進

② 成長投資・収益性向上

- 再生医療等製品の取り扱い開始
- 適正流通に向けて「専用管理システム」の自社構築
- 「再生医療管理室」の新設
- 各種アライアンスの推進による取り組みの強化

③ サステナビリティ経営

- 短期・中長期的な温室効果ガス排出量削減目標を策定および達成に向けた施策推進
- 「東邦ホールディングスグループ調達方針」の策定
- 取締役会の諮問機関として「ガバナンス強化特別委員会」を設置

④ 資本効率の改善と株主還元の向上

- 政策保有株式の継続的な縮減 (2023 年度売却額:131 億円、2024 年度売却額:79 億円)
- 自己株式取得
- DOE2%を見据えた増配の継続

(2) 新たな実行計画

2024 年には社外の視点も取り入れた経営戦略委員会を立ち上げ、様々な角度から議論・検証を行い、現在進行中の中期経営計画の根幹や方向性は変えずに、「期間」、「コミットメント」の観点から具体化し、ロードマップも明確にした形で、当中期経営計画の目標を必ず達成するための戦略や実行計画を策定しました。

経営戦略委員会での具体的な議論では、「資本効率の改善」のために、当社のコア事業である医薬品卸売事業の収益性・生産性の向上を実現するための営業強化策、スペシャリティ製品の流通における競争優位の確立、及び顧客支援ビジネスという当社の強みを活かした新規事業に経営資源を傾斜配分するという結論に至り、当該事業ポートフォリオ改革を推進するために、「ガバナンスの強化」と「人事戦略、人事制度の改革」の観点から、ホールディングス体制の強化や DX の活用も視野に入れた組織、人財インフラの強化を実施することといたしました。

現在、2029 年 3 月期の目標を達成するべく実行計画の推進、及び目標の実現が最重要課題となることから、本実行計画を「トランスフォーメーションプロジェクト」と名付け、CEO 主導のもと目標達成を目指す推進体制を構築し、取り組みを進めております。

実行計画の詳細につきましては、2024 年 11 月 8 日付『経営戦略委員会の検証結果に基づき策定した実行計画のお知らせ 〜中期経営計画の加速・実効性の向上と企業価値の更なる向上を目指して〜』をご参照下さい。

(3) サステナビリティへの取り組み

当社グループはサステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、サステナビリティ推進委員会を中心とするガバナンス体制を構築しています。サステナビリティ推進委員会は、営業・物流・薬事・管理部門のメンバーで構成され、気候変動に係る事項を含むマテリアリティ（重要課題）の特定や環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）、DX 等への対応を含むサステナビリティ戦略について審議し、取締役会に答申します。本委員会は、委員長を取締役専務執行役員 COO が務め、サステナビリティ方針に基づく行動計画の立案、目標設定、進捗管理、効果検証を行うとともに、気候変動が事業に与える影響について、毎年評価を行い、識別したリスクの最小化と機会の獲得に向けた方針をもとに、対応策の策定および目標の設定を行います。また、目標の達成状況を定期的に確認するとともに、継続的に改善に向けた取り組みを実施しています。

人的資本に関しても、人的資本に係る投資、主要部署における責任者以上の職位の任免、ならびに重要な労働条件の基準に関する決定および変更について、取締役会の承認を受けており、その他の社員の任免や労務管理、健康経営推進をはじめとする各施策の推進についても取締役会に報告され、監督を受けています。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、お得意先、お取引先、株主、社員および行政機関などの様々なステーク

ホルダーに対する責任を誠実に果たし、持続性のある企業として企業価値を高めるためには、企業経営に関する監査・監督機能の充実、コンプライアンスの徹底および経営活動の透明性の向上が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上重要な課題のひとつとして取り組んでいます。

経営の体制としては2016年より監査等委員会設置会社へ移行しており、監査等委員会は、取締役等からの業務遂行状況の報告の聴取や重要な決裁書類等の確認を行うこととし、監査等委員である取締役は、監査の方針および業務の分担等に従い、業務および財産の状況の調査等を行うことにより、厳正な監査の実施を図っております。

取締役会構成の観点では、2025年6月の定時株主総会を経て、取締役9名のうち過半数である5名が独立社外取締役となっており、監督機能の実効性が一層強化される形となっております。指名報酬委員会に関しても、社外取締役4名・社内取締役2名という構成にするとともに、審議の範囲と深度を更に拡充しております。

上記に止まらず、新たな取組としてガバナンス改革の推進責任者としてCGO（Chief Governance Officer）の新設、内部通報制度の機能強化に繋がるコンプライアンス推進部の新設、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会をコンプライアンス委員会/リスク管理委員会へ再編することによる各委員会の権限・役割の明確化等も行っており、コーポレート・ガバナンス強化のために不断の改革を実行しております。

2024年8月には、当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメントを含めたガバナンスのより一層の強化を図るべく、「ガバナンス強化特別委員会」を取締役会の諮問機関として設置しております。本委員会は、当社から独立した社外メンバーのみで構成されており、客観的かつ専門的な立場から当社グループのガバナンス全般にわたる課題と改善策について合計20回にわたる協議の上で、2025年10月には最終答申を受領しております。

当該答申の結果を踏まえ、当社グループはコーポレート・ガバナンス強化のための今後の重点施策として、(1) 取締役会の実効性向上、(2) 事業推進体制の強化、(3) 相談役・顧問制度の見直し、(4) 投資規程・グループ経営管理の強化、(5) 人的資本・育成等に取り組み、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化を通じて、企業価値向上を図ってまいります。

ガバナンス強化特別委員会からの最終答申の内容および当社の取り組み施策の詳細につきましては、本日付当社プレスリリース「ガバナンス強化特別委員会の最終答申受領と提言事項を踏まえた当社の対応方針について」をご参照下さい。

三 本対応方針の目的及び内容

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株

主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断を十分検討した上で適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主総会（注）（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認が適切になされるためには、その前提として、大規模買付者からの必要十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必須であると考えております。そのため、大規模買付行為等がなされる場合に、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。

以上のとおり、当社取締役会は、大規模買付者に対し、本対応方針に従うことを求めます。また、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、本対応方針に従って株主の皆様判断を得る機会を確保できるよう、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

（注）会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。以下同じです。

2. 本対応方針の概要

（1）本対応方針に係る手続

上記のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますので、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記 3.に記載した手続を遵守せず、下記 3.(2)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前に大規模買付行為等を実行しようとする場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

(2) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規則（概要につきましては、別紙 1 をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(3) 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記(1)で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件、及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条ないし第 279 条）の方法により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記 4.をご参照ください。）。

(4) 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

3. 本対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 24%以上とすることを目的とす

る当社株券等（注 3）の買付その他の取得行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が 24%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の取得行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じとします。）、

- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 24%以上となるような当社株券等の買付その他の取得行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 4）を樹立する行為（注 5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が 24%以上となるような場合に限り。）

であると合理的に判断される行為を意味します（但し、いずれも事前に当社取締役会が本対応方針を適用しないことに同意したものを除きます。）。

また、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

（注 1）特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、並びに(iv)上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者を意味します。

（注 2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主

グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の所有者及びその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。但し、本対応方針においては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替えます。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ) 同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ) 当該所有者又はその共同所有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに（ハ）上記（イ）又は（ロ）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないと考え旨の取締役会による認定がない限り、本対応方針においては当該所有者の共同所有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同所有者（本対応方針において共同所有者とみなされる者を含みます。）は、本対応方針においては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注 3）株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

（注 4）「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

（注 5）本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断

するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が24%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が24%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」として取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が24%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が24%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

(2) 本対応方針の発動に係る手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

① 大規模買付行為等説明書の提出

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は、その 60 営業日前までに、大規模買付行為等説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。大規模買付行為等説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をして

いただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対し、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等説明書を受領した日から 5 営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項目は別紙 3 のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等説明書を受領した日から 60 営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等説明書を受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

また、当社取締役会は、当初の取締役会評価期間の経過後も上記評価・検討を行うために必要な情報・時間が不足するものと合理的に認める場合には、独立委員会の勧告に基づき、合理的に必要な範囲内で取締役会評価期間を 20 営業日を上限と

して延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、適用ある法令等に従って、延長を行う理由及び延長期間を適時適切に開示します。

今後の大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）でなければ実施してはならないものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後実務上合理的な範囲で速やかに準備の上で株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の決定に際しては、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえ、適切に当該株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大規模買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大規模買付行為等を実施してはならないものとし、既に大規模買付行為等が実施されている場合には、買付けの中断や公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認したにもかかわらず、大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記 4.に記載する対抗措置 ((a)差別的行使条件及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て、及び(b)それに続いて、当社株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること)を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできなくなります。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、特段の事由がない限り、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を発動できるものとします。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するにあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとし、当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権の無償割当て決議に際して当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注2）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

- (i) 大規模買付者（大規模買付者及び大規模買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第2号）をいいます。）
- (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- (iii) 大規模買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項第2号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- (v) 大規模買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi) 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注3）

（注1）但し、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

（注2）当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

（注3）「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護

士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 本新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

(a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

(b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として、取得することができます（1株未満の端数は切り捨てられます。）。

(i) 行使条件

第2新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が24%又は当社取締役会が別途定める割合（本日時点の3Dの当株券等に係る議決権割合が24%を超えている場合には、3Dとの関係では、「24%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本日時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとします。以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等中止又は撤回し、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（但し、その計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が24%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が24%若しくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が24%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1 株につき本新株予約権 1 個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が中止若しくは撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。但し、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様

様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当社株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当社が一旦本新株予約権の無償割当ての決議を行った後であっても、諸般の事由により変更が生じる可能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

大規模買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当て手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示いたします。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当

社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることになります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり、本新株予約権の目的となる株式の数に 1 円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき当社取締役会が定める数の当社株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

株主の皆様が割り当てられた本新株予約権は、上記 4.(1)のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の 2 週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 4.(1)⑥に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることになります。この際、株主の皆様において金銭の払い込みは必要ありませんが、当社から交付される当社株式を記録するための振替口座について、株主の皆様が一定の手続をお願いする場合があります。

但し、非適格者については、本新株予約権の行使又は当社による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記 4.(1)⑥(b)のとおり、第 2 新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

(d) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

四 本対応方針の合理性

1. 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されていると当社は考えております。

2. 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに際して、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。大規模買付者が上記三 3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ、対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、大規模買付者が上記三 3.(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動される場合がありますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。なお、大規模買付者が上記三 3.(2)に記載した手続を遵守しない場合であっても、対抗措置の発動にあたっては、株主の皆様のご意思をできる限り尊重するべく、当社取締役会の判断により、株主意思確認総会の承認を条件とすることがあります。

このように本対応方針は、株主の皆様のご意思を最大限尊重するものです。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

上記2.のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記三 3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記三 2.(2)のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について、独立性のある社外取締役から構成される独立委員会による勧告を必ず受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

4. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記五に記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

五 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針は、本日から効力が生じ、その当初有効期間は、2026年6月開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）後に最初に開催される取締役会の終結の時までとします。但し、本定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、3D又はその他の当事者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等の懸念がなくなった後において、本対応方針を維持する

ことは予定されておりません。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役であった独立委員会委員が、当社の取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
上記にかかわらず、本対応方針が独立委員会委員の任期の途中で廃止された場合には、独立委員会委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議及び決議において、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本対応方針に係る対抗措置の発動の停止
 - ③ ①及び②の他、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
 - ④ その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーを含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（Web 会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員として、以下の3名を選任いたしました。

氏 名： 小谷 秀仁

生 年 月 日： 1967 年 12 月 27 日

略歴： 1998 年 1 月 万有製薬株式会社（現 MSD 株式会社）入社
 2009 年 7 月 同社執行役員コーポレートサービス担当兼社長室長
 2012 年 3 月 同社副社長執行役員営業本部長兼社長室長
 2012 年 3 月 メルク社（米国）バイスプレジデント
 2015 年 9 月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社（現 PHC ホールディングス株式会社）代表取締役社長 CEO 兼 CTO
 2019 年 9 月 Frederick Research 合同会社代表社員（現任）
 2022 年 2 月 ノボキア株式会社代表取締役（現任）
 2022 年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

小谷氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 芳賀 真名子

生 年 月 日： 1963 年 9 月 2 日

略歴： 1986 年 4 月 JP モルガン モルガン信託銀行 入社
 1989 年 9 月 ジェームズ・ケペル証券会社 入社
 1992 年 4 月 S.G.ウォーバーク証券会社 入社
 1995 年 5 月 クラインオートベンソン投資顧問株式会社 入社
 1998 年 7 月 メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社 入社
 2002 年 5 月 フィデリティ投信株式会社 入社
 2016 年 6 月 フィデリティ投信株式会社、フィデリティ証券株式会社 取締役
 財務部長 兼 社長室ビジネスマネージャー
 2017 年 6 月 松井証券株式会社 顧問
 2017 年 11 月 ブリティッシュ・スクール・イン・東京 入職
 2019 年 6 月 松井証券株式会社 取締役
 2020 年 6 月 同社 取締役 人事・総務部門担当役員（現任）
 2025 年 6 月 当社社外取締役（現任）

芳賀氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当

社の独立役員として届け出ております。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 齋藤 美帆
生 年 月 日： 1963 年 4 月 8 日
略歴： 1986 年 4 月 野村證券株式会社 入社
1988 年 3 月 クレディスイス信託銀行 入社
1989 年 11 月 スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会
社）入社
1997 年 9 月 シンガポール 政府投資公社（GIC）入社
2006 年 1 月 Clay Finlay Inc 入社
2009 年 11 月 国連年金基金 入職
2024 年 6 月 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ 執行役員 資本市場本部
2025 年 3 月 DE&I 研修コースコーディネーター兼 スピーカー
株式会社エラン社外取締役（監査等委員）（現任）
2025 年 6 月 株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役（現任）
当社社外取締役（監査等委員）（現任）

齋藤氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であり、当社は、東京証券取引所に対し
て、同氏を当社の独立役員として届け出ております。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、投資方針の詳細、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験、当社株式を保有する口座名義人の詳細等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容等（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等対象となる株券等の種類、数及び大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社の株券等に係る株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、大規模買付行為等に係る取引の相手方、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）並びに大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針（第三者への売却予定の有無及びその詳細を含みます。）を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容並びに金額及びその算定根拠を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に意図する当社株主としての権利行使等に関する方針、当社及び当社グループ会社の役員派遣に関する意向及び候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）、並びに配当政策等（大規模買付行為等完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画を含みます。）に関する考え
6. 大規模買付行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
7. 大規模買付行為等により当社の株券等の全ての取得を企図しない場合は、大規模買付行為等の完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針

以上